

くまもとポイント懇談会開催要綱

制定 令和 5 年 7 月 1 3 日文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 地域活動の活性化に繋がるくまもとポイント事業の在り方について広く意見を聴取するため、くまもとポイント懇談会（以下「懇談会」という。）を開催するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(意見交換する事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換する。

- (1) くまもとポイントアプリの機能及び運用に関すること。
- (2) くまもとポイントアプリの普及促進に関すること。
- (3) くまもとポイントの付与に関すること。
- (4) くまもとポイントの活用に関すること。
- (5) その他必要な事項

(懇談会の開催)

第3条 懇談会は、出席者20名程度をもって開催する。

- 2 出席者は、地域活動の活性化に繋がるくまもとポイント事業の趣旨に賛同し、当該事業への参画を希望する団体、学識経験者その他の者のうちから、必要に応じて市長が出席を依頼する。
- 3 出席者の懇談会への出席は無償とする。
- 4 懇談会は公開とする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、市民生活局市民生活部長とする。
- 3 座長は、懇談会を主宰し、会務を統括する。
- 4 懇談会は、座長が招集し、議長を務める。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務を処理するため、事務局を文化市民局市民生活部地域活動推進課に置く。

(雑則)

第6条 要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域活動推進課長が出席者と協議してこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。